

2024

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和6年6月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
地域若者サポートステーションのご紹介	2
中小企業労働相談所のご利用について	3
「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！	4
県立産業技術専門校オープンキャンパスの開催について	5
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	6
人材不足の課題を女性の活躍で解決！	7
「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」受講者募集！	9
奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者向けチラシ	10
デジタル人材育成に精通したアドバイザーが人材育成プラン策定をお手伝い	12
地域産業リスキリング実践支援事業費補助金の申請を受付中	13
IT人材獲得支援事業費補助金の申請を受付中	14
「あのこの愛媛」愛媛県公式求人・移住総合情報サイトのご紹介	15
ひめボス宣言事業所認証制度について	17
お済みですか？「ひめボス認証」	21
働き方改革推進リーダー養成講座のご案内	23
労働委員会の窓（令和6年5月分）	25

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

雇用保険法改正法が公布されました	27
6月は「外国人雇用啓発月間」です	32
「令和6年度賃金構造基本統計調査」を全国一斉に実施します	33
働き方改革推進支援助成金のご案内	34
男女均等な採用選考ルールについて	35
フリーランスの取引に関する新しい法律が令和6年11月に施行予定です	36
継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について	37
ケアプラザ新居浜のご案内	38

中小企業退職金共済事業本部からのご案内・お知らせ

ご存じですか？中退共の退職金制度	39
------------------	----

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

- えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）
 - 東予若者サポートステーション（東予サポステ）
- を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

【設置場所など】

えひめ若者サポートステーション

- 住 所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電 話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住 所：新居浜市繁本町8-65
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電 話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mx.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 318） 0898-22-8598 （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！

○愛媛県では、「優秀勤労障がい者」の知事表彰を行っています。

愛媛県では、一般の事業所に勤務されている障がい者の方で、その障がいを克服し、「職業人」として活躍されている方を、「優秀勤労障がい者」として表彰し、そのご努力を広く県民に周知することで、ご本人をはじめ、障がい者の方の労働意欲の向上を図り、ひいては障がい者の雇用促進につなげたいと考えております。

○ご本人のためにもご推薦ください。

障がい者の方のこれまでのご努力に対する表彰であり、ご本人の励みにもなりますので、積極的なご推薦をお願いします。

推薦期限・・・令和6年8月16日（金）

推薦方法・・・「推薦書」に必要事項をご記入の上、障害者手帳又は療育手帳のコピーを添付して、下記住所宛てにご郵送ください。（推薦書の様式は、県のHPに掲載しています。検索→「愛媛県 優秀勤労障がい者知事表彰」）

※ 推薦いただいた方全員が表彰されるものではありません。なお、受賞された方のみご連絡いたしますのでご了承ください。

※ これまでに推薦いただいた方で、未受賞の方を、再度、推薦いただくことも可能です。

※ 同一事業所からの受賞者は、各年度1名のみとなりますのでご了承ください。

推薦に当たっては、必ずご本人の了解を得て、推薦してください。

また、受賞者は表彰式の後、県のホームページ等で、氏名・勤務先が公表されますのでご了承ください。

○表彰式があります。（予定）

詳細が決まりましたら、別途、県ホームページ等でお知らせします。

本表彰の趣旨をご理解いただき、積極的なご推薦をお願いいたします。

（お問合せ先、推薦書送付先）

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県労政雇用課

TEL：089-912-2502 FAX：089-912-2508 E-mail：rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp

県立産業技術専門校 オープンキャンパスの開催について

概要

愛媛県立産業技術専門校では高校を卒業した方や再就職を希望する方などを対象に、専門的な知識や技能を身につける職業訓練を実施し、県内ものづくり産業への就職を支援しています。

新居浜産業技術専門校、愛媛中央産業技術専門校及び宇和島産業技術専門校で、校内見学や技能体験ができるオープンキャンパスを開催しますので、ぜひご来校ください！

開催内容

対象者：高校生、既卒者、一般、保護者の方々

参加料：無料

コンテンツ：施設見学、カリキュラム説明、技能体験



<新居浜産業技術専門校>

開催日時：令和6年7月27日（土）9：00～12：00

開催場所：新居浜産業技術専門校（〒792-0060 新居浜市大生院1233-2）

●技能体験一覧

・メカトロニクス科

「レーザー切断機」を使ってみよう！

（定員10名）

・自動車整備科

「自動車の仕組み」を見よう！

（定員20名）

・メタル技術科

「ステンレスハンガー」を作ってみよう！

（定員10名）

<愛媛中央産業技術専門校>

開催日時：令和6年7月30日（火）9：00～12：00

開催場所：愛媛中央産業技術専門校（〒799-1534 今治市桜井団地4-4-1）

●技能体験一覧

・今治タオルものづくり科

「タオルプリント」を体験してみよう！（定員5名）

・服飾モード科

「トートバッグ」を作ってみよう！（定員6名）

・ビジネスデザイン科

「Tシャツにプリント」してみよう！（定員10名）

・設備エンジニア科

「映える時計」を作ってみよう！（定員5名）



<宇和島産業技術専門校>

開催日時：令和6年7月26日（金）9：00～12：00

開催場所：宇和島産業技術専門校（〒798-0027 宇和島市柿原甲1712）

●技能体験一覧

・住まいづくり木工科

「かんなくずアート」を作ってみよう！（定員10名）

・アパレルビジネス科

「ゆるりTシャツ」を作ってみよう！（定員10名）



申し込み方法

オープンキャンパスへの参加を希望される方は、各産業技術専門校までお電話をお願いします。

新居浜産業技術専門校 TEL 0897-43-4123

愛媛中央産業技術専門校 TEL 0898-48-0525

宇和島産業技術専門校 TEL 0895-22-3410

その他のお問い合わせについても、各産業技術専門校へお問い合わせください。



webもチェック!



Facebook



Instagram

「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるように、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー（ZOOM オンライン開催）
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- キャリアアップ者の職場復帰支援セミナー
- 県内企業の魅力発見セミナー

○職場見学

○マッチング交流会

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援



《専門家派遣による受入環境整備支援のご案内》

丁寧なヒアリングで貴社に合った専門家を派遣します！

お申し込み

お申し込みは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

ヒアリング

課題等を事務局が御社へ伺いヒアリング。

マッチング

ヒアリングの結果をもとに専門家、支援内容を決定。

支援実施

専門家が策定した支援計画をもとに伴走型支援で課題を解決。

【お問い合わせ先】（TEL）089-947-0038 （メール）ehime-seikikoyou@crie.co.jp



専用サイト

<https://ehime-joseikoyoushien.jp>



公式LINE

LINE 公式アカウントで本プロジェクトの最新情報を発信

えひめの女性おしごと応援プロジェクト

人材不足の課題を

女性の活躍で 解決！



意欲ある女性がその能力を発揮して県内で正社員として活躍できるよう、研修・カウンセリング及び紹介予定派遣制度を活用したマッチング支援を行うことにより、良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保を応援します。



企業・事業者向け支援

企業・事業者

参加

- ・ダイバーシティセミナー
- ・専門家派遣による受入環境整備支援

女性求職者向け支援

女性求職者

参加

- ・県内企業の魅力発見セミナー
- ・キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- ・職場見学・マッチング交流会

紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

キャリアコンサルティング

人材マッチング支援



人材確保・良質な雇用環境

詳細は裏面をご覧ください ➡

● 支援一覧

企業・事業者向け支援

ダイバーシティセミナー

女性活躍等に取り組む企業に所属の方を講師に迎え、女性活躍の必要性やメリット、ノウハウ等を学ぶセミナーを開催。

専門家派遣による受入環境整備支援

中小企業診断士等の専門家を派遣し、求職者のニーズにあった求人要件の設定や就労環境整備の実現に向けたアドバイスをおこなうなど、女性が活躍できる受け入れ環境を整備するための伴走支援を実施。



女性求職者向け支援

県内企業の魅力発見セミナー

就職・転職を希望している女性求職者を対象に、県内企業の魅力をPRするセミナーを開催。

キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー

子育てや介護等により、キャリアにブランクが生じている女性求職者を対象に、円滑な職場復帰を支援するためのセミナーを開催。

職場見学・マッチング交流会

就労先で働くイメージを醸成し、職場の雰囲気を実感できる職場見学や、企業のご担当者様と求職者の交流会を実施。



紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

研修プログラム等を活用し、就職に必要なビジネススキル習得の支援を行います。

人材マッチング支援

求人企業の人材ニーズをヒアリングし、事業に参加する女性求職者との適切なマッチングを実施致します。

キャリアコンサルティング

専任のキャリアコンサルタントが求職者の方の適性や希望に合った就労へと繋げるため、きめ細やかな職業相談を行います。



本事業の紹介予定派遣のメリットについて

紹介予定派遣とは？

紹介予定派遣とは、派遣期間終了後に本人と派遣先企業双方の合意のもと、直接雇用を結ぶことを前提とした働き方です。

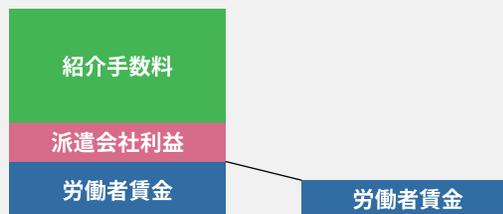
本事業の紹介予定派遣のポイント

有料職業紹介とは異なり、約2か月の派遣期間を通して求職者の適正を判断することができるため、直接雇用後のミスマッチを軽減することができます。また、本事業を活用することで、通常の紹介予定派遣と比べて負担費用が少なくなります。

本事業における紹介予定派遣の比較

通常の紹介予定派遣の場合

本事業をご利用した場合



ご紹介例

労働者賃金：1,100円・派遣会社利益：600円（ご請求単価：1,700円）
月間労働時間 160時間かつ正社員後の仮定年収：250万円の場合

採用費用 採用方法	派遣料金	紹介手数料	計
本事業における紹介予定派遣	176,000円 ※1	手数料なし ※2	176,000円
通常の紹介予定派遣	544,000円	750,000円	1,294,000円
有料職業紹介		750,000円	750,000円

※1：派遣料金は、労働者賃金の1/2の金額負担のみとなります。

賃金 1,100円 × 派遣期間 2か月（320時間） × 1/2 = 負担賃金 176,000円

※2：紹介手数料が不要となります。（紹介手数料は仮定年収の30%で試算）

ご請求単価は職種・職務内容によって変わります。詳しくはお問い合わせください。

本事業の紹介予定派遣サービス お申込みの流れ

- STEP1** 求人ヒアリング
求人サイトへ掲載
- STEP2** 求職者の人選
- STEP3** 求職者のご提案
選考開始（書類選考・面接・適性検査）
- STEP4** 内定承諾後、契約手続き
入社
- STEP5** 約2ヶ月の試用期間後（派遣契約）
両者同意の上、正社員切り替え

※派遣期間2ヶ月は目安です。期間は相談に応じます。

参加申し込み・お問い合わせ

下記「電話」「メール」「WEB」にてお気軽にご連絡ください。

電話

089-947-0038

平日（月曜～金曜）9時00分～17時30分

E-mail

ehime-seikikoyou@crie.co.jp

WEB

https://ehime-joseikoyoushien.jp/



主催：



運営事業者

事務局 | 受託会社：株式会社クリエアナブキ

〒790-0003 松山市三番町4-9-6 NBF 松山日銀前ビル8階（株式会社クリエアナブキ内） | URL: https://www.crie.co.jp/

「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」 受講者を募集します！

《概要》

愛媛県では、意欲ある女性のデジタルスキルの習得を支援し、良質で安定的な雇用につなげるため、県内での正社員就職を目指す女性求職者を対象とした「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」を実施します。

ご自宅にてオンラインで受講できる **e-ラーニング教材**により企業が求める実践的なデジタルスキルを身に付けていただき、就職活動のサポートなど伴走支援を行いながら、**県内での正社員就職に向けたきめ細かなサポート**を行うプログラムです。



《受講者募集》

1. プログラムの内容

〈e-ラーニングカリキュラム〉

- ・デジタル基礎 ・マーケティング基礎 ・SNS マーケティング ・AI 活用
- ・情報セキュリティ ・HP 制作 ・動画制作 ・アプリ開発 等

※お申込みいただいた後に面談を行い、ご希望や適性等をふまえてカリキュラムを設定します。

〈その他〉

- ・受講上の相談対応 ・受講者同士の交流会
- ・キャリアサポート（就職相談）

2. 受講対象 愛媛県内での正社員就職を目指す女性

3. 受講料 **無料**

4. 申込み 下記専用サイトから（令和6年6月30日まで）

5. 専用サイト https://eis-reach.com/r6_digital_ouen/

詳細・お申込みはこちら →



愛媛県と県内企業が共同で
奨学金の返還を支援！

最大**141.1**万円
最長**7**年間助成

助成対象者を募集します

(愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 IT人材確保枠)

● 本制度の対象となる方

本制度の対象となる方は、以下の**全ての要件に該当**する方とします

- ① 日本学生支援機構の**第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- ② 情報処理推進機構が定める**ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- ③ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次若しくは卒業年次の方
又は **既卒者で登録企業への就職を希望する方** (応募時点で登録企業に雇用されている方を除く)

● 制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間(10月分～翌年9月分)の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。(最大141.1万円)
- 助成額は、原則として日本学生支援機構に支払います(返還期間が短くなります)。

● 助成までの流れ



認定申請

申請書、履歴書、奨学金貸与証明書、資格試験の合格証明書を愛媛県に提出してください
(様式は県HPに掲載しています)



就職活動

各企業の募集案内に基づいて採用選考を受験してください
(就職先が決定した場合は、県に報告してください)



登録企業へ就職 継続して就業

本制度への登録企業に就職し、1年間(10月～翌年9月)奨学金を返還し、継続して就業した場合、助成の対象となります



交付申請

県からの案内に基づいて、交付申請書や勤務先企業の在籍証明書等を提出してください



助成

県と企業が拠出した基金から、日本学生支援機構に助成額を支払います(返還期間が短くなります)

※就職活動後(内定取得後)に資格試験に合格した場合で、内定先企業(登録企業)の了承が得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。
(ただし、就職前(入社前)に申請を行う必要があります)

志望業種・企業が決まっていなくても、まずは申請を！

● 本制度に関するお問い合わせ ●

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

TEL: 089-912-2506 E-mail: sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

HP: <https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

愛媛 IT奨学金

検索



登録企業一覧

（令和6年2月29日時点・五十音順）

会社名称	市町	産業分類	主な採用予定職種							リモートワーク制度	
			プログラマー	システムエンジニア	ネットワークエンジニア	データベースエンジニア	サーバーエンジニア	IoTコンサルタント	プロジェクトマネージャー		その他
株式会社アイムービック	松山市	情報通信業		●							有り
株式会社伊予エンジニアリング	松山市	情報通信業	●	●						●	有り
株式会社 いよぎんコンピュータサービス	松山市	情報通信業	●								－
株式会社NPシステム開発	松山市	情報通信業	●	●	●	●		●			－
株式会社オフィス・クラフト	宇和島市	情報通信業	●	●	●	●		●	●	●	有り
株式会社コモテック	松山市	情報通信業	●	●		●		●	●	●	－
株式会社シスディブリンク	西条市	情報通信業	●	●		●		●	●		－
システムアーク株式会社 四国支店	松山市	情報通信業	●	●	●	●				●	－
株式会社 システムサポートサービス	松山市	情報通信業	●	●							有り
株式会社瀬戸内	今治市	専門・技術サービス業	●	●				●	●	●	有り
ソフトサイエンス株式会社	松山市	情報通信業	●	●						●	－
株式会社タイワ	新居浜市	情報通信業	●								有り
株式会社ひめぎんソフト	松山市	情報通信業	●	●	●	●					有り
フェイス・ソリューション・ テクノロジーズ株式会社松山支店	松山市	情報通信業	●	●							有り
福助工業株式会社	四国中央市	製造業	●	●							－
株式会社ユイ・システム工房	松山市	情報通信業	●	●				●			有り

人材のリスキングに
お悩みの企業様へチャンス到来!

デジタル人材育成に 精通したアドバイザーが 人材育成プラン策定を お手伝い!

参加
無料

お申込みはこちらから ▶



こんなお悩みを抱えてはいませんか?

DXを推進するためにも社内人材をリスキングして
ITスキルを向上させたい

どの社員にどのような研修を提供すればいいかわからない

企業様の状況にぴったりの**研修プログラム**を作成します!

01



ヒアリング

アドバイザーによるヒアリングや診断テスト等を実施し、企業様のDX推進の現状を把握します。

02



分析

ヒアリングとアンケートや診断テストをもとに、企業様が今後どのような人材の育成やリスキングが必要になるか、アドバイザーが分析します。

03



プランニング

分析した結果をもとに、デジタル人材育成プランやリスキング方針、またデジタル人材を育成するための研修を、アドバイザーが提案します。

さらに...

プランに基づき研修を受講する場合、補助金を活用できます!

(令和6年度愛媛県地域産業リスキング実践支援事業費補助金)
※限度額や補助対象経費等の詳細は、交付要綱等をご確認ください。

補助金の詳細はこちらから ▶



お問合せは
こちらから

社内人材リスキング実践
プログラム構築支援業務 事務局
(株式会社クリアナブキ 松山支店)

TEL:089-947-0005

本事業は「令和6年度愛媛県社内人材リスキング実践プログラム構築支援業務」として(株)クリアナブキが愛媛県より受託して実施しています。

DXを進めるため、
社員への研修を
検討している企業様へ!



令和6年度 地域産業リスキング実践 支援事業費補助金

目的 県内企業がDXの取組みを実践できる社内人材を育成するため、
リスキングを実践していく企業を支援し、県内産業DXの更なる促進を図ります。

対象事業者 愛媛県内に本社、支社、支店、事業所等を有する事業者

対象経費 ●DX推進を目的とした研修受講料、教材費 ●ITパスポート試験の受験手数料、対策講座受講料

**補助率及び
補助限度額** ●補助率:補助対象経費の1/2
●補助限度額:1社当たり45万円(1人当たり15万円を限度)

募集期間 ●令和6年4月1日(月)から令和6年10月31日(木)まで
※申請募集期間中であっても、申請額の合計が予算額に達した場合は、その時点で募集を終了する場合があります。
また、申請額の合計が予算額に満たない場合は、令和6年11月以降に追加募集を行う場合があります。

交付申請の方法 必要書類を愛媛県産業人材課に提出(持参、郵送、メール)
※その他詳細は、県HP掲載の交付要綱等をご参照ください。

本事業に
ついての
連絡先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課
TEL:089-912-2506(直通) E-Mail:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp
HP:https://www.pref.ehime.jp/page/69869.html



県外及び海外からのIT人材獲得を支援！

人材紹介事業者等に支払う手数料・
人材受入れにかかる経費を

最大 **100** 万円
補助します！

補助率
1/2

令和6年度

愛媛県IT人材獲得支援事業費補助金

● 目的

県内企業が即戦力となる優秀なIT人材を国内及び海外から獲得できるよう支援することで、県内IT企業の振興ひいては産業DXの推進を図ることを目的としています。

【補助対象経費】

県外及び海外のIT人材（※1）獲得にかかる経費。

- ・ 人材紹介手数料（※2）
- ・ 人材受入れにかかる経費
（企業が負担する、来県旅費等）

【対象企業】

県内に本社、支社、支店、事業所等を有する企業等
（ただし、以下の場合に限りです。

- ① 県内に本社を有する企業については、県外及び海外のIT人材を正社員として雇用する場合
- ② 県外に本社があり、県内に支店、支社、事務所等を有する企業については、県外及び海外のIT人材を県内の事業所に原則3年以上所属する正社員として雇用する場合

※ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除きます。詳細はプロ人材HP掲載の交付規定を御参照ください。

※1 IT人材 ▶ 県外在住で、IT企業や会社の情報システム部門においてIT業務に1年以上携わった経験・実績のあるエンジニアをいう。外国人材においては、出入国管理及び難民認定法の技術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留するエンジニアをいう。

※2 人材紹介手数料 ▶ 雇用契約の締結後、人材紹介事業者に支払う成功報酬型の手数料

● 募集期間

令和6年4月1日～令和7年1月17日（金） ※予算の上限に達した場合は募集を終了します

● 補助事業の流れ

人材紹介事業者等との契約

IT人材との雇用契約締結

補助金交付申請
（雇用契約15日以内）

人材紹介事業者への紹介手数料支払い

実績報告書提出

補助金交付

事業内容の詳細やお問い合わせ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点
TEL : 089-960-1112 E-mail : projinzai@ehime-iinet.or.jp
H P : <https://www.ehime-iinet.or.jp/> <http://ehime-projinzai.jp/>



財団HP



プロ人材HP

事業者の方
必見情報！

愛媛県からのお知らせ

求人のお困りごとはこれで解決！



愛媛県 **公式** 求人・移住総合情報サイト

あのこの **愛媛**

あの街、この町で、はたらこう

年間アクセス
20万件以上!!

求人のお困りごとにはありませんか？

- 応募がない...
- 掲載にお金をかけたくない...
- 応募者管理が大変...



3つの **メリット**

メリット 1

登録→採用まで費用は **無料**

メリット 2

県公式サイトで **安心**

メリット 3

登録から求人掲載まで **簡単**

登録はコチラから

あのこの愛媛



<https://ano-kono.ehime.jp/>



「あのこの愛媛」は県内の求人情報を**全国**に届けます！

Point 

県外からのアクセス数は約 **7** 割！

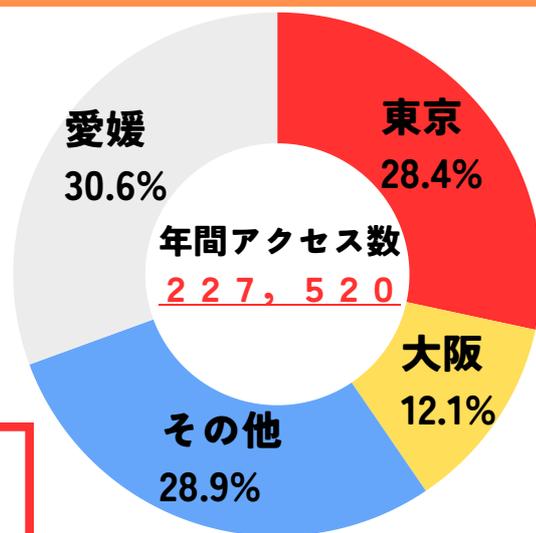
Point 

令和4年度 約 **7000** 人



が愛媛県に移住しています

県外からの人材を獲得する機会が
あのこの愛媛にはあります！



令和4年度あのこの愛媛
地域別アクセス数

求人掲載まではたったの **3** ステップ 

Step1 あのこの愛媛から利用申請

URL または二次元コードからアクセス！
<https://ano-kono.ehime.jp/st/register>
もしくは **あのこの愛媛**  で検索
事務局で事業者登録後、アカウントを発行します。



Step2 管理画面にログイン

初回ログインに関するメールが届きますので
案内に従ってログインしてください。



Step3 求人情報を作成し、情報を公開

求人情報の編集や公開/非公開の切替えは、
管理画面からいつでも変更可能です。

そして 求人に応募があったら

ご登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。
管理画面で応募者情報を確認し、応募者へご連絡ください。
選考後の採否結果の登録をお願いします。

操作にお困りのときは、サービスカウンターにご連絡ください！



anokono@hr-s.co.jp



<https://ano-kono.ehime.jp/st/faq/>

問い合わせ
フォーム



令和5年度よりスタートした “ひめボス宣言事業所” 認証制度

若年層の転出超過の解消に向け、
愛媛県が女性活躍や仕事と家庭の両立支援など
積極的に取り組む企業を認証し、
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと
企業の成長をバックアップします。

認証事業所数
現在
203社
(※2024年3月6日時点)



HIMEBOSS

ひめボス

2024年度

(令和6年度)

働く人に笑顔を。
企業に成長を。



このままだと...

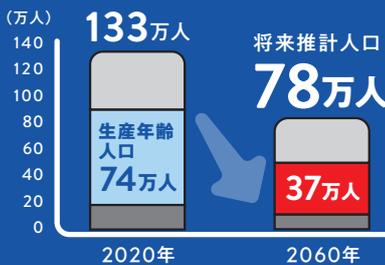
ひめボス促進の効果もあり

ひめボス宣言事業所認証制度の目的

人口減少は、企業経営や事業継続に
大きな影響を及ぼします。

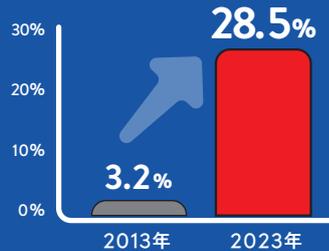
愛媛県の人口減少は、このまま何も対策を行わなければ、
2020年からの40年間で4割減となり、約78万人にまで減少
すると見込まれています。※ 地域が持続的に成長していくた
めには、雇用の場を提供する県内企業・事業所が、すべての
労働者にとって魅力的であるとともに、個人のライフステージ
の希望を叶えることが重要であると考えます。

愛媛県の総人口は
2060年に
4割減少



■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上
※2020年「国勢調査」に基づき愛媛県が算出

県内企業の
男性の育児休業
取得率は
28.5%にUP!



出典：R5愛媛県「仕事と家庭の両立支援に
関する雇用環境調査」

みんなが活躍できる職場へ、 みんなに選ばれる企業へ。

愛媛県内企業が性別を問わず「選ばれる企業」として魅力的な職場へ変革・成長できるよう、女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる企業等を認証する制度です。



スーパー
プレミアム認証
(上位認証)

認証に対する 奨励金
※2
100万円

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の
企業が奨励金支給対象

スーパープレミアム認証に必要な要件

1~4の要件を2つ以上(301人以上の企業は3つ以上)/5及び6の要件は必須

1	直近の事業年度 女性正社員の割合	国の平均値以上 または 4割以上 ※1
2 いずれか	直近の事業年度 女性正社員の平均継続勤続年数	国の平均値以上※1
	直近の事業年度 女性の平均継続勤続年数 (雇用管理区分ごと)	男性の 7割以上
3	直近の事業年度 女性管理職の割合	国の平均値以上※1
4 いずれか	直近の三事業年度 非正規女性の正社員転換	転換後 6箇月以上
	直近の三事業年度 離職した女性の正社員再雇用	再雇用後 6箇月以上
5	直近の事業年度 出産した女性の就業継続率	80%以上
6	直近の事業年度 男性の育児休業取得率	100%

※1 国の平均値/女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値 ※2 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。なお、奨励金は過年度に交付した回数を含め、1回限りの支給。2023年3月末までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合には、20人未満の事業所であっても支給対象。



基本認証

1~4の要件を
すべて満たすこと

基本認証に必要な要件

1	ひめボス事業所宣言書の提出	
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備	

実績に対する奨励金

2024年度(令和6年度)奨励金メニュー

最大 20万円

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の企業が
奨励金支給対象

※3 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。奨励金の交付限度額は過年度に交付した額を含め最大20万円とする。2023年3月末までに旧制度のひめがス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合は、20人未満の事業所であっても支給対象。

パターン1

女性活躍推進メニュー
A~Eのいずれか1つ 10万円

仕事と家庭の両立
支援メニュー
F~Jのいずれか1つ 10万円

パターン2

女性活躍
推進メニュー
A~E

仕事と家庭の
両立支援メニュー
F~J

働き方改革
メニュー
K・L

A~Jの
いずれか1つ 10万円

+ K・Lの
いずれか1つ 10万円



※4 働き方改革メニューは単独での奨励金支給不可。A~Jのいずれか1つとセットで達成することが条件。

女性活躍推進メニュー

A



出産・育児・
介護で離職した
女性の
再雇用

RENEWAL!

B



更衣室等
女性専用の
施設整備及び
女性採用増加

C



女性採用
説明会の開催
及び
女性採用増加

D



リカレント
教育制度の
創設及び
取得実績

E



女性管理職
(係長相当職以上)の
割合が
20%以上

NEW!

A~Eのいずれか1つ
奨励金 10万円

仕事と家庭の両立支援メニュー

F



男性の
育児休業等の
通算28日以上

G



男性の
育児休業
取得率100%
(取得者2人以上)

H



法定を上回る
両立支援の勤務・
休暇制度整備
及び取得実績

I



保育環境の
整備

NEW!

J



育児休業中の
応援手当または
代替人員の
確保

NEW!

F~Jのいずれか1つ
奨励金 10万円

働き方改革メニュー ※働き方改革メニューは、単独での申請不可

K



所定外労働の
削減

NEW!

L



柔軟な
働き方の実現
(フレックスタイム、
テレワーク、副業、
兼業など)

NEW!

K・Lのいずれか1つ
+ A~Jのいずれか1つとセット
奨励金 20万円



申請はこちら

ひめボスポータルサイトより
申請を受け付けています
(メールや書面での申請も可)

認証奨励金種類	2024年度締切
奨励金スーパープレミアム認証	2025年1月31日
基本認証	2025年3月14日

※申請締め切りは予告なく変更になる場合がございます。最新情報は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

認証フロー

20~300人
常時雇用する労働者

20人未満または
300人以上
常時雇用する労働者

愛媛県内企業

申請・取得



基本認証

奨励金
最大
20万円

認証申請



スーパー
プレミアム

認証取得

奨励金
100万円

申請から取得までの目安

- 基本・上位認証
- 申請から認証まで約1か月
- 奨励金
- 申請から支払いまで約2~3か月

認証の支援

コンサルタント(社会保険労務士)によるサポートを、
無料で受けることができます

基本認証
取得支援

(一般事業主行動計画策定)

4 支援回数
回まで

2 訪問支援
回まで
(オンライン可)

2 電話支援
回まで
(メール含む)

スーパー
プレミアム
認証取得支援

5 支援回数
回まで

2 訪問支援
回まで
(オンライン可)

3 電話支援
回まで
(メール含む)



申請内容や申請方法について

訪問による説明・認証支援について

お問い合わせ先

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

平日9:00~17:00
(年末年始12/29~1/3休業)

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)

メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660

promote diversity
in Ehime



HIMEBOSS

ひめボス

加速する改革、増える認証事業所。
お済みですか？

「ひめボス認証」

「愛媛ダイバーシティ」に待ったなし。
改革の加速に、動き出した2年目。

急速に進む人口減少。この状況下で地域が持続的に成長していくために、女性活躍及び仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所を、愛媛県が強力に後押し。2年目となる「ひめボス宣言事業所認証制度」を通して魅力的な事業所を増加させ、オール愛媛体制で、誰もが能力を十分に発揮し、多様な働き方ができる環境が、当たり前になる愛媛県を目指します。



まずは気軽に
お問合せ

<お問合せ受付>
平日9:00~17:00
(年末年始12/29~1/3休業)

申請内容や申請方法について

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

訪問による説明・認証支援について

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660

2024年
5月1日時点



基本認証事業所数

224社



スーパープレミアム
認証事業所数

4社

：スーパープレミアム認証取得(業種別/50音順)

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 少子化対策・男女参画室

製造業

- 菱機工(株)
- 浅川造船(株)
- 朝日共販(株)
- (株)アテックス
- (株)あわしま堂
- イトマン(株)
- ウダカエンジニアリング(株)
- エリエールプロダクト(株)
- エリエールペーパーテクノロジ(株)
- (株)大石工作所
- (株)栗之浦ドック
- サンヨー食品(株)
- (株)四国シキシマパン
- 四国乳業(株)
- J.A.えひめアイパックス(株)
- ジャスティン(株)**
- (株)新来島どっく
- シンワ(株)
- 住友重機械プロセス機器(株)
- セキ(株)
- (株)セラテック
- CELCOJAPAN(株)
- 仙味エキス(株)
- ダイオーエワーク(株)
- ダイオーエンジニアリング(株)
- 大玉製紙(株)
- 西染工(株)
- 萩尾機械工業(株)
- 八水蒲鉾(株)
- 服部製紙(株)
- (株)ピージョイ
- (株)ヒカリ
- 補助工業(株)
- (株)フジコン
- (株)松山機型工業
- (株)マルカワ**
- 丸菱ペーパーテック(株)
- 三浦工業(株)
- 三木特種製紙(株)
- (株)三好鉄工所
- (株)あいテレビ
- (株)アイクコーポレーション
- RNBコーポレーション(株)
- (株)いよぎんコンピュータサービス
- (株)エス・ピー・シー
- (株)エヌ・ティ・ティ・データ四国
- (株)愛媛CATV
- (株)愛媛新聞社
- (株)愛媛電算
- (株)えひめリビング新聞社
- サイボウズ(株)
- 佐川印刷(株)**
- Sky(株)
- (株)デジタルピア
- 南海放送(株)
- (株)ビット
- (株)ファインデックス

情報通信業

建設業

- (株)愛亀
- 安藤工業(株)
- (株)一宮工務店
- 井原工業(株)
- (株)大竹組
- (株)川下建設
- (株)かわにし
- 向成建設(株)
- 重松兄弟設備(株)
- 四国竹林塗装工業(株)
- 四国通建(株)
- (株)四国ライト
- 神野電気(株)
- 大和リース(株)
- (株)田野電設
- (株)DAD
- 富永建設(株)
- (株)長浜機設
- 尾藤建設(株)
- (株)風土
- (有)松本組
- (株)宮嶋組
- (株)よしだ
- (株)渡辺建設

卸売業・小売業

- アカマツ(株)
- (株)アスティス
- 石崎商事(株)
- (株)伊予鉄高島屋
- 愛媛飼料産業(株)
- 愛媛トヨペット(株)
- (株)キノ
- サトー産業(株)
- 四国スバル(株)
- 太陽石油販売(株)
- 大黒工業(株)
- (株)高橋栄商店
- 高松石油(株)
- (株)南予ピージョイ
- (株)日東物産
- (株)フジ
- (株)モバイルコム
- (株)ヨンキウ
- (株)レディ薬局

運輸業・郵便業

- 伊予鉄タクシー(株)
- 伊予鉄道(株)
- 伊予鉄バス(株)
- 宇和島自動車(株)
- 桑原運輸(株)
- (株)瀬戸内しまなみリーディング
- ダイオーロジスティクス(株)
- ベガサス運輸(株)

教育・学習支援業

- (大)愛媛大学
- (学)聖カタリナ学園
- (学)新田学園
- (学)松山東雲学園
- (学)松山聖陵学園
- (学)松山大学
- やまもと学習サポート教室

サービス業

- (株)イナミコーポレーション
- 伊予鉄総合企画(株)
- (株)ANAエアサービス松山
- 愛媛県国民健康保険団体連合会**
- 愛媛県商工会連合会
- (一社)愛媛県法人会連合会
- (一社)えひめ若年人育成推進機構
- (株)カスタマーリレーションテレマーケティング
- (株)カナナ・ジオリサーチ
- 共立自動車(株)
- (株)建設マネジメント四国
- 大王製紙保安検査システム(株)
- (株)長崎商事
- 富士通コミュニケーションサービス(株)
- (特非) ワークライフ・コロボ

専門・技術・サービス業

- (株)小笠原工務所
- (有)清水式真金研究所
- 住重アテックス(株)
- (株)ミズキコンサルタント

医療・福祉

- (医)愛寿会
- (福)愛美会
- (株)アクト企画
- (株)アルティザン
- (福)今治市社会福祉協議会
- (福)今治福祉施設協会
- (株)エイジングウェル
- (福)愛媛県社会福祉事業団
- (公財)愛媛県総合保健協会
- (医)かとう歯科医院
- きくぞのケアパーク(株)
- (医)栗整形外科病院
- (福)来島会
- (株)ケアジャパン
- (株)ココロココ
- (福)三恵会
- (福)四国中央市社会福祉協議会
- (医)社団更生会
- (株)ジャックと豆の木園
- (株)シルバークエアサービス
- (医)仁清会 野本記念病院
- (福)正和会
- (福)西予総合福祉会
- (福)泰斗福祉会
- (福)新居浜市社会福祉協議会
- (株)華桔梗
- (株)響
- (福)福角会
- (医)北斗会 大洲中央病院
- (福)松山市社会福祉協議会
- (医)松山ハートセンター
- (福)御荘福祉施設協会
- (福)八幡浜市社会福祉協議会
- (福)悠々会

宿泊業・飲食サービス業

- エリエールフーズ(株)
- (株)グラン・ジュテ
- (株)古湧園
- (株)ホテル椿館
- (有)大和屋本店旅館

生活関連サービス業・娯楽業

- 石田クリーニング(株)
- エリエールライフ(株)
- (株)エリエールリゾーツゴルフクラブ
- (株)レスバスコポレーション

電気・ガス・熱供給・水道業

- 四国ガス(株)
- 四国電力(株)
- 四国電力送配電(株)
- 正起ガス(株)

金融業・保険業

- アフラック生命保険(株)
- (株)伊予銀行
- (株)愛媛銀行
- 愛媛信用金庫
- 愛媛県信用農業協同組合連合会
- 愛媛県信用保証協会
- 宇和島信用金庫
- 東予信用金庫
- (株)ゆうちょ銀行

不動産業・物品賃貸業

- (株)伊予鉄グループ
- (株)日本エージェンツ

農業・林業

- うま農業協同組合
- 愛媛たいき農業協同組合
- えひめ中央農業協同組合
- えひめ南農業協同組合
- 越智今治農業協同組合
- 久万広域森林組合
- 東宇和農業協同組合
- 松山市農業協同組合

地方公共団体等

- (公財)えひめ女性財団
- 愛媛県
- 愛媛県教育委員会
- 愛媛県警察本部
- 松山市
- 今治市
- 宇和島市
- 八幡浜市
- 新居浜市
- 西条市
- 大洲市
- 伊予市
- 四国中央市
- 西予市
- 東温市
- 上島町
- 久万高原町
- 松前町
- 砥部町
- 内子町
- 伊方町
- 松野町
- 鬼北町
- 愛南町

ひめボスポータルサイトより申請を受け付けています▶▶▶



えひめひめボス
ポータルサイト



メールや書面での申請も可能です。最新情報、詳細は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

本事業は愛媛県が、一般社団法人愛媛県法人会連合会及び、株式会社エス・ピー・シーとセキ株式会社の共同事業体に委託し運営しています。

真の働き方改革のノウハウを学び、働き方を変えていきませんか？

参加～コンサルまで完全無料！

働き方改革推進 リーダー養成講座

全3回

主催：愛媛県／共催：愛媛県働き方改革包括支援プラザ
企画・運営：株式会社ワーク・ライフバランス

- ・前年比売上高 **111%**！
- ・新卒応募者数 **3.5倍**！
- ・残業削減月平均 **10時間**！

等の成果が、(株)ワーク・ライフバランスが
手がけた同様事業で創出されています！！



HIMEBOSS

ひめボス

本質を学び、本気で実践する **3日間** &more*

* 講座当日の参加以外にも、各企業からの参加者や現場における実践を前提として、コンサルタントによる個別フォローがセットになったプログラムです。

本当にやる！

実力がつく！

安心の体制！

1 現場の働き方 改革を実践する

参加企業内で「モデルチーム」を選定いただき、養成講座での学びとコンサルタントによる個別フォローを活用して、本講座の期間中、実際に働き方の見直し活動を行っていただきます。

2 社内の推進リー ダーになれる

養成講座での学びや他社との情報共有などを通じて、会社全体を支える人事担当者や現場で活動するチームリーダーが大きく成長し、自社内で働き方改革の取組みを牽引できる人材が生まれます。

3 コンサルの個別 フォロー付き

コンサルタントが企業内の推進リーダーと相談しながら、モデルチームの活動を個別フォローします。取組みの横展開や社内外発信に役立つレポート作成もサポートします。(詳細裏面)

日時

第1回 **7/31(水)** 13:00-15:30
第2回 **9/18(水)** 13:00-15:30
第3回 **12/18(水)** 13:00-15:30

※各回終了後、計3回の個別フォローを実施します！

講師

株式会社ワーク・ライフバランス
働き方改革コンサルタント

滝沢 雄太



- ・Gallup認定ストレンクスコーチ
- ・国際コーチング連盟(ICF)プロフェッショナル認定コーチ
- ・グロービス経営大学院大学経営研究科経営専攻 修了(MBA)

金融・コンサル業界での経験があり、関わったクライアントがその後“自走”し続けることができるシステムや環境の構築に心を配りながらコンサルティングを精力的に遂行する。

山崎 純平



- ・(一財)生涯学習開発財団認定コーチ
- ・キャリアコンサルタント
- ・石川県男女共同参画審議会委員

前職では次世代油圧ショベルのエンジン設計に従事し、製造業をはじめとした中小企業や千葉県庁など地方自治体のコンサルティング経験を持つ。また特許庁を始めとした講師経験多数。

場所

愛媛県男女共同参画センター
(〒791-8014 愛媛県松山市山越町450番地)

対象

県内企業の**経営者、人事担当者、
職場リーダー**など(各社2名まで)

参加費

無料

定員

10社

参加条件

見直し活動を実践するチームを事前に選定してください

講座での学びを踏まえ、実際に社内のチーム（部署）にて働き方改革を実践する講座です。
10名以内の普段一緒に仕事をする枠組み（係や班、チーム等）をモデルチームとして1チーム選定してください。

参加対象者

人事担当者・取組チームのリーダーから各1名(計2名)

会社からの活動支援・現場での活動が両輪で行えるよう、人事担当とチームリーダーの2名で参加の上取り組んでください。

留意点

モデルチームにおける活動は現場主体です。推進リーダーやチームリーダー、コンサルタントから目標や活動内容について指示するものではありません。現場主体で目標を設定し取組みを推進する方法を、本養成講座ではお伝えし支援いたします。

講座1回目

7/31(水) 13:00-15:30

取組みへの理解、課題抽出

働き方改革が求められる背景を正しく理解しながら、職場課題を抽出。自社の自らの役割を明確にします。また、自社の現状把握と、今の時代に求められる新しい視点、取組みの工夫点を学びます。

■働き方改革とは？

- ・社会的背景
- ・ワーク・ライフバランスの正しい理解

■働き方を見直す活動の進め方を学ぶ

- ・活動の基本的な考え方と具体的な進め方
- ・成功のカギを握る見直し会議と進め方のコツ
- ・チームの目標設定の必要性

講座2回目

9/18(水) 13:00-15:30

見直しの共有・最適化

自社で実践した参加企業同士の経験を共有・議論し、最適な推進方法、働き方改革を相互に学びます。

■各社の進捗や取組み事例の共有

- ・うまくいったこと／いかなかったことの共有
- 自分だったらどうするか？ディスカッション

■自社を題材に課題解決を考える

- ・自社で推進する上での課題解決、工夫

■コンサルタントからアドバイス

- ・課題解決への考察や先進事例を提供

講座3回目

12/18(水) 13:00-15:30

具体化し、取組み継続へ

参加企業同士の進捗状況の共有により、自社の働き方改革に関するアイデアを習得。今後も継続して取り組んでいくため参加企業による行動宣言と交流会を行います。

■各社の進捗や取組み事例の共有

- ・うまくいったこと／いかなかったことの共有
- 導き出される具体的な見直しのアイデアは？

■コンサルタントからアドバイス

- ・これまでの見直し結果を踏まえ考察・助言を提供

■今後も継続的に取り組むために

- ・取組みの情報交換を目的とした交流会を実施

個別フォロー

本気で成功事例をつくる

参加企業内で選定し実際に働き方の見直し活動を行う「モデルチーム」をコンサルタントが3回にわたり個別フォロー。社内の成功事例を本気でつくりまします。

■万全なスタートを切るための支援

- ・活動開始の準備や推進体制についてアドバイス

■取組みにつまずかないための支援

- ・取組み初期には不安や失敗がつきもの。心理的安全性高く建設的な議論ができるようサポート

■取組みが加速するための具体的支援

- ・課題解決のためのフレームワークや事例の提供、取組みの成果を可視化するサポート等

候補日*原則候補内実施・別日希望要相談

1回目: 8/26(月), 27(火)

2回目: 9/19(木), 20(金)

3回目: 10/28(月), 29(火)

意欲・熱意のある企業のご応募をお待ちしています！！

ご相談やご不明な点がある場合は、下記お問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

※お申込み多数の場合は、申込フォームの内容をもとに選考させていただきます。



お申込み：7/5(金) 23:59迄

*選考結果通知：7/18頃を予定しています。

←左記QRコード又はURLよりフォーム
にアクセスし、お申込みください。

<https://x.gd/upsxw>

主催

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局
子育て支援課 少子化対策・男女参画室
TEL：089-912-2332（係直通）

お問い合わせ

株式会社ワーク・ライフバランス
TEL：03-5730-3081
MAIL：customer@work-life-b.com

労働委員会の窓（令和6年5月分）

《会議関係》

- 5月10日第1337回愛媛県労働委員会公益委員会議
「四国ブロック労働委員会会長連絡会議の議題に対する回答案について」の1件
- 5月17日四国ブロック労働委員会会長連絡会議
「不当労働行為救済申立において職場唯一の組合員である従業員が退職し
職場復帰の希望がない場合の救済の利益と救済の方法について」など3件
- 5月24日第1231回愛媛県労働委員会総会
「四国労働委員会協議会総会（三者会議）の議題等について」など9件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不) 第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中

《個別的労使紛争関係》

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん 回数	終結状況
6年個別 第1号	医療業	退職金・解雇予告手 当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	2回	解決
6年個別 第2号	医療業	精神的・経済的損失に 対する金銭的補償	R6.4.9 労働者	-	不開始

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
5月	23	28
累計(4月～)	49	69

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roudouin@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirouin/>

雇用保険法改正法が公布されました

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずることを内容とした雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)が令和6年5月17日に公布されましたので、お知らせします。

施行期日順の改正の概要は以下のとおりです。

1. 令和6年10月1日施行

- ①教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる(※)。

※教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付(10%)を新たに創設する(省令)。

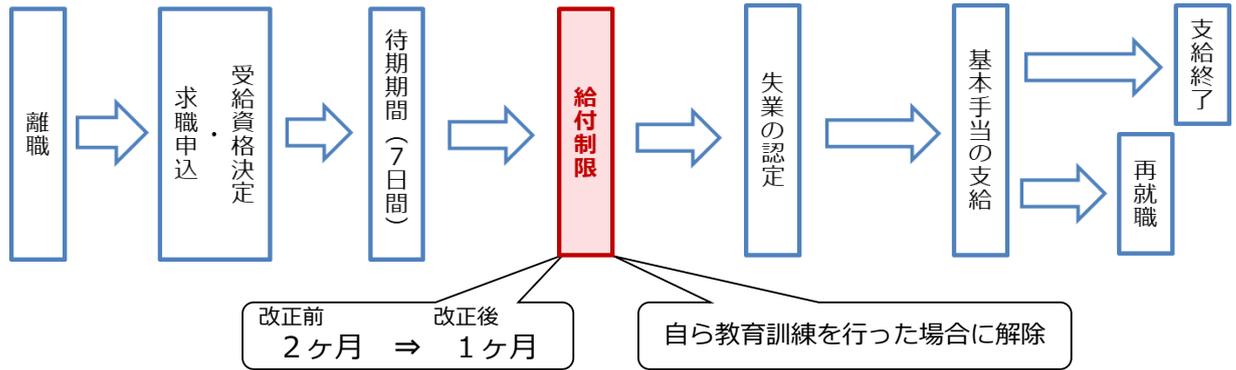
	〈改正前〉		〈改正後〉	
	専門実践	特定一般	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	—	20%	10%
追加給付② (賃金上昇)	—	—	10%	—
最大給付率	70%	40%	80%	50%

2. 令和7年4月1日施行

- ①正当な理由なく自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする(※)。

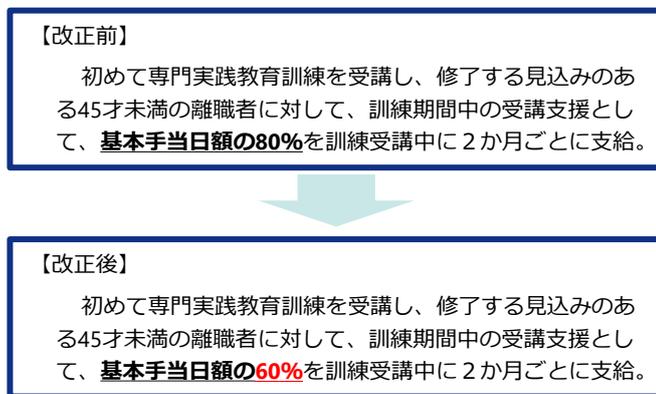
※正当な理由なく自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する(通達)。

○基本手当の受給手続の流れ（自己都合離職者）



②教育訓練支援給付金の期限を延長（令和8年度末までに教育訓練を開始した者）し、給付率を見直す（基本手当の80%→60%）。

○ 教育訓練支援給付金の改正内容



③就業促進手当のうち、就業手当を廃止するとともに、就業促進定着手当の給付上限を引き下げる。

【参考】現行の就業促進手当の概要

	就業手当	再就職手当	就業促進定着手当
概要	受給資格者が職業に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額を支給（再就職手当の対象とする就職を除く。）	受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合に支給残日数の60%又は70%に基本手当日額を乗じた額の一時金を支給	基本手当受給者が早期再就職し、再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6か月分を支給
給付	基本手当日額の30%相当額	支給残日数の60%（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合は70%）に基本手当日額を乗じた額の一時金	（離職前の賃金日額－再就職後の賃金日額に相当する額）に再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数を乗じて得た額の一時金 ※基本手当支給残日数の40%相当額（再就職手当として支給残日数の70%が支給された場合は、30%相当額）が上限
受給者数（令和4年度）	3,486人	359,734人	92,546人

④雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例や地域延長給付の暫定措置を令和8年度末まで延長する。

【参考】雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例

雇止めによる離職者	倒産・解雇による離職者
90日～150日 ↓ 90日～330日（暫定措置）	90日～330日

⑤育児休業給付の保険料率を引き上げつつ（0.4%→0.5%）、保険財政の状況に応じて引き下げ（0.5%→0.4%）られるようにする（※）。

※当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

（参考）

上記の他、令和7年4月1日には、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により、令和7年度以降に60歳となる労働者への高年齢雇用継続給付の給付率を10%に引き下げる措置が施行される。

3. 令和7年10月1日施行

①自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金（教育訓練休暇給付金）を創設する。

教育訓練休暇給付金	
対象者	・雇用保険被保険者
支給要件	・教育訓練のための休暇（無給）を取得すること。 ・被保険者期間が5年以上あること。
給付内容	・離職した場合に支給される基本手当の額と同じ。 ・給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか。
国庫負担	・給付に要する費用の1/4又は1/40（基本手当と同じ）

※ 上記のほか、雇用保険被保険者以外の者を対象に、教育訓練費用と生活費を融資対象とする新たな融資制度を創設予定。【省令】

4. 令和10年10月1日施行

①雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する（※）。併せて、週所定労働時間20時間を基準に設定されている基準を週所定労働時間10時間を基準に見直す。

※これにより雇用保険の被保険者及び受給資格者となる者については、求職者支援制度の支援対象から除外しない。

	改正前	改正後
被保険者期間の算定基準	賃金の支払の基礎となった日数が 11日以上 又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が 80時間以上 ある場合を1月とカウント	賃金の支払の基礎となった日数が 6日以上 又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が 40時間以上 ある場合を1月とカウント
失業認定基準	労働した場合であっても1日の労働時間が 4時間未満 にとどまる場合は失業日と認定	労働した場合であっても1日の労働時間が 2時間未満 にとどまる場合は失業日と認定
法定の賃金日額の下限額 (①)、最低賃金日額 (②) ※「①を毎月勤労統計の平均定期給与額の変化率を用いて毎年自動改定した額」と②を毎年比較し、高い方を賃金日額の下限額として設定	①屈折点（給付率が80%となる点）の額の 2分の1 ②最低賃金（全国加重平均）で 週20時間 を働いた場合を基礎として設定	①屈折点（給付率が80%となる点）の額の 4分の1 ②最低賃金（全国加重平均）で 週10時間 を働いた場合を基礎として設定

(参考)

なお、上記の他、公布の日（令和6年5月17日）に

- ・育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置（※）の廃止
- ・介護休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置（※）の令和8年度末までの延長

が施行されている。

※ 本来は給付費の1/8だが、令和6年度末までの暫定措置で1/80とされている。

以上

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）等による改正の概要

令和6年5月10日成立

改正の趣旨

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。

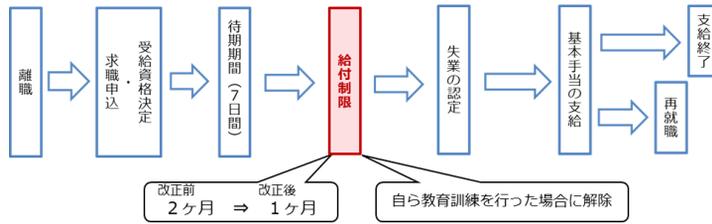
改正の概要

1. 雇用保険の適用拡大【令和10年10月1日施行】

- 週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者を新たに雇用保険の適用対象（※1）とする。
※1 失業給付、育児休業給付、介護休業給付、教育訓練給付のほか、雇用関係助成金の対象ともなる。

2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実【①令和7年4月1日施行、②令和6年10月1日施行、③令和7年10月1日施行】

- ① 自らの意思により離職する者に対して設けられている基本手当の給付制限について、
 - ・ 現行の「2ヶ月」の給付制限期間を「1ヶ月」とするとともに、
 - ・ 自ら雇用の安定や就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、給付制限を課さずに基本手当を支給する



- ② 教育訓練給付金の給付率を拡充する。

	〈改正前〉		〈改正後〉		【参考】 現行の対象資格・講座の例
	専門実践	特定一般	専門実践	特定一般	
本体給付	50%	40%	50%	40%	専門実践教育訓練給付金 ・ 医療・社会福祉・保健衛生関係の専門資格（看護師、介護福祉士等） ・ デジタル関連技術の習得講座（データサイエンティスト養成コース等） ・ 専門職大学院 等
追加給付① (資格取得等)	20%	—	20%	10%	
追加給付② (賃金上昇)	—	—	10%	—	
最大給付率	70%	40%	80%	50%	
特定一般教育訓練給付金					
・ 運転免許関係（大型自動車第一種免許等） ・ 医療・社会福祉・保健衛生関係の講座（介護職員初任者研修等） 等					

- ③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。

教育訓練休暇給付金	
対象者	・ 雇用保険被保険者
支給要件	・ 教育訓練のための休暇（無給）を取得すること。 ・ 被保険者期間が5年以上あること。
給付内容	・ 離職した場合に支給される基本手当の額と同じ。 ・ 給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか。
国庫負担	・ 給付に要する費用の1/4又は1/40（基本手当と同じ）

※ 上記のほか、雇用保険被保険者以外の者を対象に、教育訓練費用と生活費を融資対象とする新たな融資制度を創設予定。【省令】

3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保【①公布の日（令和6年5月17日）施行、②令和7年4月1日施行】

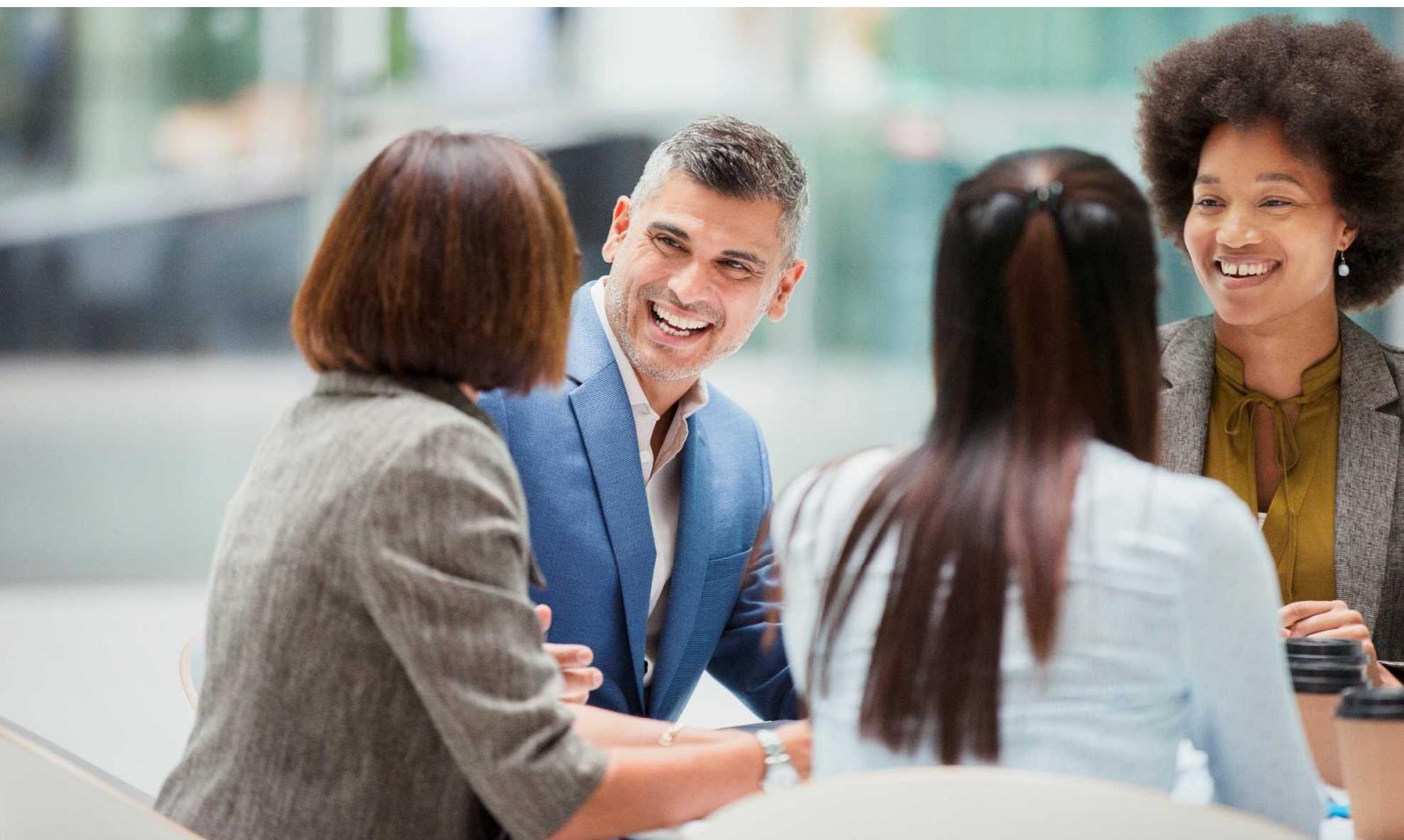
- ① 育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置（※2）を廃止する。
※2 本来は給付費の1/8だが、暫定措置で1/80とされている。
- ② 育児休業給付の保険料率を引き上げつつ(0.4%→0.5%)、保険財政の状況に応じて引き下げ(0.5%→0.4%)られるようにする(※3)。
※3 ①・②により、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

4. その他雇用保険制度の見直し【令和7年4月1日施行】

- 教育訓練支援給付金の給付率の引下げ(基本手当の80%→60%)及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する。

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場
～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人雇用啓発月間」



外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

厚生労働省では、「令和6年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様には厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

過去の統計結果（愛媛）は、愛媛労働局賃金室ホームページの「賃金構造基本統計調査（愛媛）」からご覧いただけます。

詳しくはHPをご覧ください。



愛媛労働局賃金室

検索

全国の賃金構造基本統計調査結果は、厚生労働省ホームページ 賃金構造基本統計調査

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>

の調査結果（結果の概要）から確認できます。

ご協力
お願いします。



最低賃金制度のマスコット
チュックマン

労働時間等の設定改善を支援するための助成金

働き方改革推進支援助成金

業種別課題対応コース

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された業種等が、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に助成

【助成率】
3/4 (事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
【上限額】
成果目標の達成状況に基づき、最大470万円 (一定要件の場合、最大480万円加算)

労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

【助成率】
3/4 (事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
【上限額】
成果目標の達成状況に基づき、最大250万円 (一定要件の場合、最大480万円加算)

勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

【助成率】
3/4 (事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
【上限額】
インターバル時間数等に応じて、
①9時間以上11時間未満 100万円②11時間以上 120万円 など
(一定要件の場合、最大480万円加算)

団体推進コース

中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成

【助成率】 定額
【上限額】 500万円
都道府県またはブロック単位で構成する中小企業の事業主団体 (傘下企業数が10社以上) の場合は上限額1,000万円

【問い合わせ】 愛媛労働局雇用環境・均等室 089-935-5222

企業において募集・採用に携わるすべての方へ 男女均等な採用選考ルール

男女雇用機会均等法（以下「法」という）は、**労働者の募集及び採用に係る性別を理由とする差別を禁止**し、男女均等な取扱いを求めています（法第5条）。

また、業務上の必要性など、合理的な理由がない場合に、募集・採用において労働者の身長・体重・体力を要件とすること、労働者の募集・採用、昇進、職種の変更をする際に、転居を伴う転勤に応じることを要件とすることを、**間接差別として禁止**しています（法第7条）。

就職活動中の学生等の求職者に対するセクシュアルハラスメントの防止のための対応についても徹底をお願いします。

性別を理由とする差別

- ① 募集・採用の対象から男女のいずれかを排除すること。
- ② 募集・採用の条件を男女で異なるものとする。
- ③ 採用選考において、能力・資質の有無等を判断する方法や基準について男女で異なる取扱いをすること。
- ④ 募集・採用に当たって男女のいずれかを優先すること。
- ⑤ 求人の内容の説明等募集・採用に関する情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること。

違法

間 接 差 別

- ① 募集・採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とすること。
- ② 労働者の募集・採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。

合理的な理由がない場合

違法

例えばこのような募集・採用は違法です！

募集の段階で

今年は10名新規採用する、今年は男性を多く採りたいので、男性7名、女性3名採用する。

詳しくは
2ページ
ステップ1①

選考の段階で

男女の構成比を考慮して、男性（女性）の選考基準を女性（男性）よりも厳しくする。

詳しくは
4ページ
ステップ5②

●禁止される差別の具体的な内容は、下記ウェブサイトを示しています。

「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000209450.pdf>



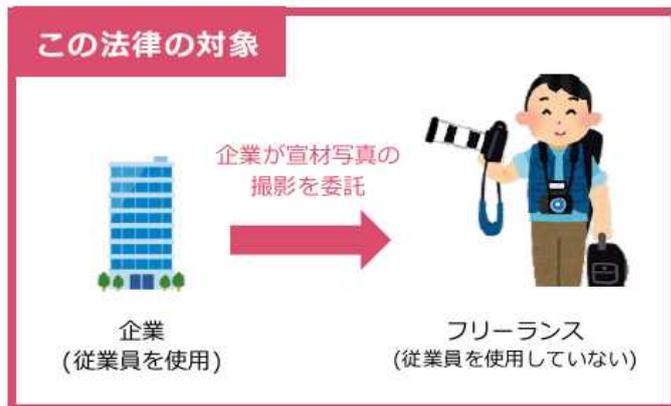
以下、募集・採用の各段階において「禁止される差別」のチェック項目を掲載します。



フリーランスの取引に関する新しい法律は 令和6年11月に施行が予定されています

近年、配送など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月12日に公布されました。この法律は、令和6年11月に施行が予定されています。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



【問い合わせ先】

厚生労働省

愛媛労働局 雇用環境・均等室

〒790-8538 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 6階

TEL: 089-935-5222

厚生労働省 HP

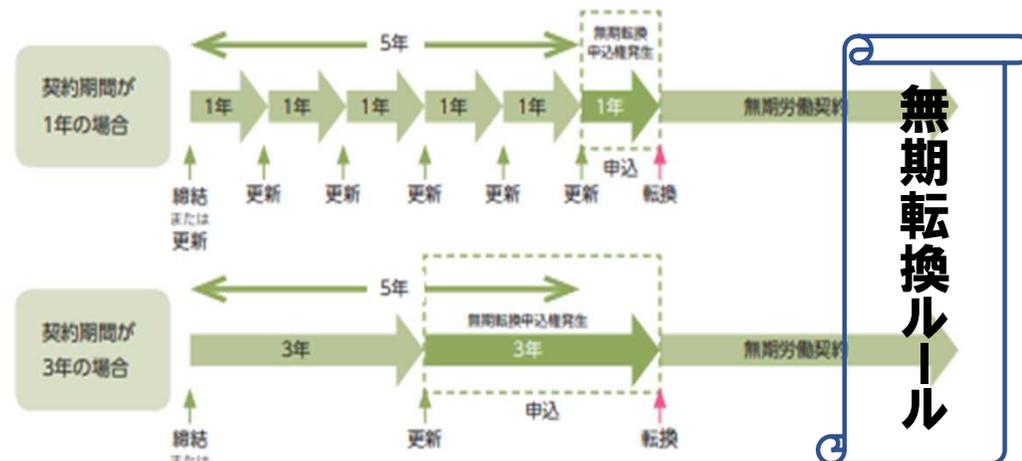


継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について

1 無期転換ルールの仕組み

同一の使用者との間で、有期雇用契約が通算で**5年**を超えて更新された場合は、有期労働者（契約社員やアルバイトなどの名称を問わず、雇用期間が定められた社員）の申込により、期間の定めのない労働契約（**無期労働契約**）に転換されます。（労働契約法第18条第1項）

※通算契約期間のカウントは、**平成25年4月1日以後**に開始する（更新する場合を含みます）有期労働契約が対象です。



2 継続雇用の高齢者の特例

同一の使用者との間で、有期雇用契約が通算で5年を超えて更新された場合に**無期転換申込権が発生しますが**、

- ・適切な雇用管理に関する企画を作成し、労働局長の認定を受けた事業主（特殊関係事業主含む）の下で、
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、**無期転換申込権が発生しません。**

一方、特殊関係事業主以外の他の事業主で継続雇用される場合には、特例の対象にならず、無期転換申込権が発生することにご留意ください。



※高度専門職の特例について、詳細は厚生労働省HPをご覧ください。

★有期特措法に基づく高齢者の特例について、労働局の認定を受けるには・・・

➡無期転換ルールの特例の対象労働者に関して、雇用管理に関する措置についての計画作成、労働局への計画の提出が必要です。



※無期転換ルール、有期特措法に基づく認定申請についてお気軽にお問合せください。

愛媛労働局 雇用環境・均等室

電話 089 (935) 5222

愛媛労災特別介護施設「ケアプラザ新居浜」のご案内

ケアプラザとは？

- ▶ 全国に 8 か所ある労災専門の公的な介護施設です。
- ▶ 土地・建物は国が所有し、運営は厚生労働省から事業委託を受けた「一般財団法人 労災サポートセンター（<https://www.rousaisc.or.jp>）」が行っています。
- ▶ 「ケアプラザ新居浜」は、平成 13 年に、住友グループ発祥の地で四国有数の工業都市の愛媛県新居浜市に開設され、温暖な気候の瀬戸内海近くに位置しています。

施設の特徴は？

- ▶ 最大 84 人の入居者が、介護・食事・入浴等のサービスを受けながら生活できます。
- ▶ 約 30 m²の個室に、ベッド、バス（一部シャワーのみ）、トイレ、洗面所、簡易キッチン、ナースコールを完備しています。また、重篤な入居者のため、常時介護に対応できる多床室（4 人部屋）も設置しています。
- ▶ 看護師が 24 時間体制で常駐し、介護士等とともに計画的な介護サービスを提供します。また、専任の栄養士と療法士を配置し、適切な栄養管理やリハビリを行います。
- ▶ 労災特有の障がいや傷病等に対応した介護ノウハウの蓄積があります。また、労災に知見のある愛媛労災病院等と連携し、必要な医療にもスムーズにつながります。

誰が入居できる？ 費用は？

- ▶ 労災保険の障害等級または傷病等級が 1 級から 3 級の労災年金受給者で、居宅での介護が困難と認められる方が入居できます（60 歳以上で障害等級が 4 級の労災年金受給者で、居宅介護困難な方は、特例的に入居が認められる場合あり。）。
- ▶ 費用は、施設利用料（部屋代、食費、光熱水費等）と介護費の合計額です。
- ▶ 施設利用料は、入居者の年収と、扶養親族の人数に応じ、次のとおりです。

年収（円） ～代表例～	個室の施設利用料（円・月額） 令和 5 年 10 月 1 日改定後の料金			
	扶養親族なし	扶養 1 人	扶養 2 人	扶養 3 人以上
1,200,000	62,000	36,000	36,000	36,000
1,600,000	79,000	46,000	46,000	36,000
2,000,000	115,000	62,000	46,000	46,000
2,800,000	154,000	79,000	62,000	62,000
3,000,000	176,000	97,000	79,000	62,000
3,400,000	198,000	115,000	79,000	79,000

- ▶ 介護費は、いったんご負担いただきますが、後日、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から支給されるため、実質的な負担はありません。

当施設についてお尋ねになりたいことがあれば、下記問合せ先まで。

★所在地 〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島 1 丁目 3 - 12

★問合せ 0897-67-1122 総務課（月～金 8:30～17:30）

→公式 Facebook



中退共は、60年で110万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

安心

国の退職金制度
安心・確実

掛金の助成を
受けることができます。

簡単

外部積立型だから
管理がカンタン

人材の 定着

従業員の意欲の向上
にもつながります。

有利

掛金は
全額非課税

手数料もかかりません。

パートさんも
加入できます。

パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

事業主と生計を一にする
同居の親族のみを雇用する
事業所の従業員も、次の条件を
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
 - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。



詳しくはホームページを
ご覧ください。

中退共

検索



中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211